

第 5 編

そ の 他

# 1 税務重点事務

## 平成10年度 税務重点事務項目

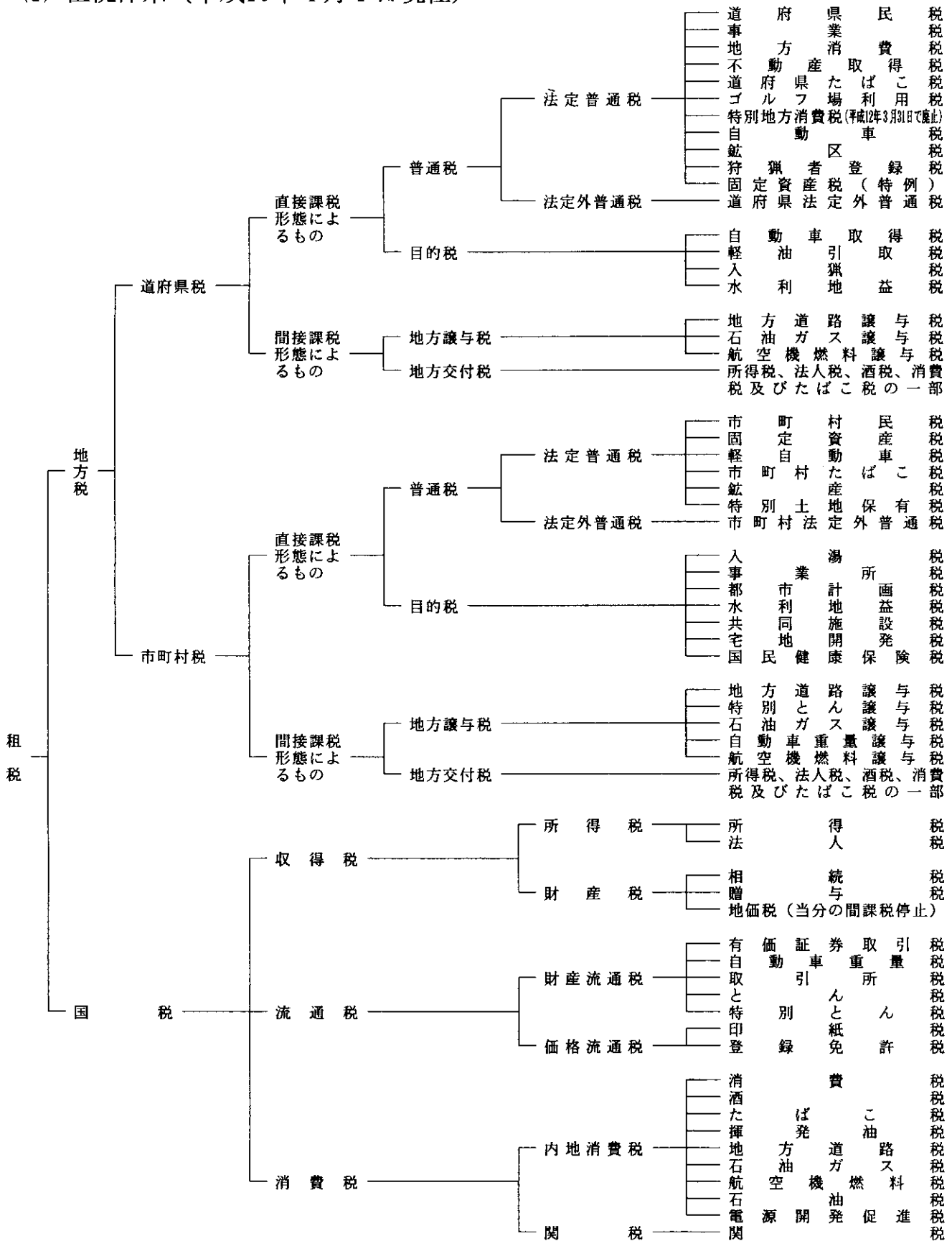
- 1 法人二税の事務所・事業所の捕そく
- 2 法人県民税の利子割額の控除・還付に係る都道府県間精算額の適正化
- 3 不動産取得税の中間登記省略分等の捕そく
- 4 軽油引取税の適正な課税標準量及び混和軽油の捕そく
- 5 個人県民税の納付率の向上等
- 6 高額滞納の整理促進
- 7 自動車税及び不動産取得税の納付率の向上
- 8 税収動向の把握

### 税務職員執務心得

親	切
公	平
創	意
規	律

## 2 税 制

### (1) 租税体系 (平成10年4月1日現在)



(2) 県税の概要 (その1)

平成10年4月1日現在

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	徴収方法	納期	摘要
1 個人	(1) 県内に住所を有する個人 (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しないもの (非課税の範囲) ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、老年人、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下のもの (均等割の非課税) ① 均等割のみが課税される者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下のももの	均等割 (1)及び(2)に該当する者 所得割 (分離課税による所得割を除く。) (1)の者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額 分離課税に係る所得割 その年の退職所得の金額 前年の土地、建物等の譲渡所得の金額	均等割の税率 1,000円 所得割の税率 700万円以下の所得金額 2% 700万円超の所得金額 3% 備考 分離課税に係る退職所得については、特例が設けられている。	1月1日	普通徴収 特別徴収 (市町村において市町村民税と併せて賦課徴収する。)	各市町村の市町村民税の納期	課税山林所得金額の税率適用に当たっては、700万円を越える場合は、課税標準額の5分の1の額に、税率を乗じて得た額を5倍して税額を算出する。(5分5乗方式)
県			○特別減税 平成10年度に限り、個人の住民税 (県民税及び市町村民税) について、次の金額を所得割額から控除する。 ・控除額 本人 17,000円 控除対象配偶者 8,500円 扶養親族 (1人当たり) 8,500円				
民							
税							

○諸控除 (所得税と住民税との対比)

区	分	所得税	県民税	市町村民税
1	配当控除	一定範囲	左に同じ	左に同じ
2	外国税額控除	外国所得税額の一定範囲	左に同じ	左に同じ
3	特定機械設備等取得した場合の特別控除	一定範囲	なし	なし
4	住宅取得等特別控除	"	"	"

1 税額控除

(その2)

税目	納税義務者	課税標準	税率	徴収方法	納期	摘要
2	専従者控除及び所得控除	所得	県民	税	左に同じ	市町村民税
1	専従者控除(1) 青色 (2) 白色	1 (1) 専従者給与額が配偶者の所得を除くは86万円を超えない金額 (2) 専従者のうち低所得者となった金額	左に同じ		左に同じ	左に同じ
2	所得控除 (1) 雑損控除 (2) 医療費控除 (3) 社会保険料控除 (4) 小規模企業共済等掛金控除 (5) 生命保険料控除 (6) 損害保険料控除 (7) 寄附金控除 (8) 障害者控除 (9) 高齢者控除 (10) 老齢基礎年金控除 (11) 勤労学生控除 (12) 配偶者特別控除 (13) 配偶者特別控除 (14) 扶養控除	2 (1) 災害による資産の損失の金額 (2) 医療費の一定範囲 (限度額200万円) (3) 保険料の総額 (4) 支払った小規模企業共済等掛金の総額 (5) 生命保険料の場合 (限度額50,000円) イ 個人年金保険料の場合 (限度額35,000円) (6) 損害保険料の一定範囲 (限度額15,000円) (7) 支出金額の一定範囲 (8) 障害者1人につき27万円 (特別障害者40万円) (9) 50万円 (一定の寡婦35万円) (10) 27万円 (障害者48万円) (11) 38万円 (特別障害者48万円) (12) 73万円 (障害者83万円) (13) 73万円 (配偶者控除対象同居控除対象者48万円) (14) 58万円 (同居控除対象同居控除対象者48万円) イ 58万円 (同居控除対象同居控除対象者48万円) ウ 58万円 (同居控除対象同居控除対象者48万円) エ 58万円 (同居控除対象同居控除対象者48万円) オ 58万円 (同居控除対象同居控除対象者48万円) カ 58万円 (同居控除対象同居控除対象者48万円) キ 58万円 (同居控除対象同居控除対象者48万円) ク 58万円 (同居控除対象同居控除対象者48万円)	左に同じ		左に同じ	左に同じ
	基礎控除	基礎控除	左に同じ		左に同じ	左に同じ



(その4)

税目	納税義務者	課税標準	税率	徴収方法	納期	摘要								
事業税			<p>特別法人以外の法人 所得のうち年400[350]万円以下の金額 5.88% [6.31] % 400[350]万円超800[700]万円以下の金額 8.82% [9.45] % 800[700]万円超の金額及び清算所得 11.55% [12.61] % 収入金額課税法人等が1億円以下かつ所得は、 課税法人にあっては、所得の法人等については 課税標準と協法の税率を適用する。消費生活協同 組合、いじ。平成12年10 月31日以前に開始した事業年度の 2月31日以前に開始した事業年度の 3月31日以前に開始した事業年度の 4月31日以前に開始した事業年度の 課税標準は、医師(超える事業年度の 収入金額)を基礎とし、果率(超える事業年度の 収入金額)を基礎とする。</p>		<p>(2) 特別法人以外の法人 400[350]万円以下 5.6[6] % 400[350]万円超800[700] 万円以下 8.4[9] % 800[700]万円超 11[12] % 収入金額課税 1.5[1.5] %</p>									
地方消費税	譲渡課税資産の譲渡等を行う事業者 貨物取引業者	<p>消費税額</p> <p>○ 都道府県の清算 当都道府県の清算 各都道府県間の清算する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>清算基準</th> <th>ウエイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該都道府県の小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の合計額 (以下「総額」という。)</td> <td>8分の6</td> </tr> <tr> <td>総額の合計額の6分の1に相当する額を当該都道府県の人口であん分した額</td> <td>8分の1</td> </tr> <tr> <td>総額の合計額の6分の1に相当する額を当該都道府県の従業者数であん分した額</td> <td>8分の1</td> </tr> </tbody> </table>	清算基準	ウエイト	当該都道府県の小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の合計額 (以下「総額」という。)	8分の6	総額の合計額の6分の1に相当する額を当該都道府県の人口であん分した額	8分の1	総額の合計額の6分の1に相当する額を当該都道府県の従業者数であん分した額	8分の1	<p>25% (消費税の税率に換算すると1%)</p>	<p>付加税(消費税)を納付し、納税通知書(納税通知書)を提出する。 申告書(納税通知書)を提出する。 申告書(納税通知書)を提出する。</p>	<p>納期 ○ 譲渡後2ヶ月以内 ○ 譲渡後3ヶ月以内 ○ 譲渡後3ヶ月以内 ○ 譲渡後3ヶ月以内</p>	<p>○ 都道府県を単位として ○ 都道府県を単位として ○ 都道府県を単位として</p>
清算基準	ウエイト													
当該都道府県の小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の合計額 (以下「総額」という。)	8分の6													
総額の合計額の6分の1に相当する額を当該都道府県の人口であん分した額	8分の1													
総額の合計額の6分の1に相当する額を当該都道府県の従業者数であん分した額	8分の1													

税目	納税義務者	課税標準	税率	等	徴収方法	納期	摘要									
不動産取得税	不動産を取得した者 ○土地の取得 売買 贈与 交換 埋立 等	取得した時における不動産の価格 (「固定資産評価基準」によって決定する。)ただし、宅地評価土地(宅地及び宅地評価土地をいう。)については、その取得が次の表の左欄に掲げる期間に行われた場合に限り、右欄に掲げる額	平成13年6月30日までに住宅を取得した場合 4% 3% 平成7年1月1日から平成7年12月31日まで 土地の価格の3分の2に相当する額 平成8年1月1日から平成11年12月31日まで 土地の価格の2分の1に相当する額		普通徴収	納税通知書に定める日	税率は、標準税率に同じ。									
	○家屋の取得 新築 増築 改築 売買 贈与 交換 等	取得した日から2年以内に、又は土地を取得した日以前1年以内に、その土地の上に住宅を新築増築改築した場合は、土地の価格の4分の1を減額する。 イ・要件 ① 新築住宅...土地の要件を満たすもの。以下(2)アにおいて同じ。 ② 住宅の価格が1㎡当たり176,000円以下のもの。 取得の時期に応じ、住宅の床面積が次に該当するもの	○免税点 (1) 土地 10万円未満 (2) 家屋 新築等 23万円未満 売買等 12万円未満													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得年月日</th> <th>住宅の床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～10.3.31</td> <td>40㎡(戸建以外の貸家住宅については35㎡)以上200㎡以下</td> </tr> <tr> <td>10.4.1～10.6.30</td> <td>40㎡(戸建以外の貸家住宅については35㎡)以上240㎡以下</td> </tr> <tr> <td>10.7.1～</td> <td>50㎡(戸建以外の貸家住宅については40㎡)以上240㎡以下</td> </tr> </tbody> </table>		取得年月日	住宅の床面積	～10.3.31	40㎡(戸建以外の貸家住宅については35㎡)以上200㎡以下	10.4.1～10.6.30	40㎡(戸建以外の貸家住宅については35㎡)以上240㎡以下	10.7.1～	50㎡(戸建以外の貸家住宅については40㎡)以上240㎡以下					
取得年月日	住宅の床面積															
～10.3.31	40㎡(戸建以外の貸家住宅については35㎡)以上200㎡以下															
10.4.1～10.6.30	40㎡(戸建以外の貸家住宅については35㎡)以上240㎡以下															
10.7.1～	50㎡(戸建以外の貸家住宅については40㎡)以上240㎡以下															
<p>・軽減...次のいずれか多い方の額を土地の税額から減額</p> <p>① 45,000円</p> <p>② (土地1㎡当たりの価格) × (住宅の床面積 × 2 &lt; 最高200㎡ &gt;) × 3%</p> <p>ウ・要件 (人の居住の用に供されたことのある住宅)に係る特例 既存住宅(土地を取得した日から1年以内に、又は土地を取得した日以前1年以内にその土地の上に新築増築改築した要件を満たすもの。以下2(イ)において同じ。)を取得した場合、構成材料が鉄骨造等のもの(平成8年3月31日までの取得にあっては10年)又は20年(建物登記簿記載の構成材料が鉄骨造等のもの)以内のもので、住宅の価格が1㎡当たり176,000円以下であり、かつ取得者が自身が居住するもの</p> <p>② 取得の時期に応じ、住宅の床面積が次に該当するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得年月日</th> <th>住宅の床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～10.3.31</td> <td>40㎡以上200㎡以下</td> </tr> <tr> <td>10.4.1～10.6.30</td> <td>40㎡以上240㎡以下</td> </tr> <tr> <td>10.7.1～</td> <td>50㎡以上240㎡以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・軽減...イと同様にして求めた額を土地の税額から減額 ※宅地建物取引業者が、平成10年7月1日から平成12年6月30日までの間に既存住宅(ただし、取得者が自身は居住しない。)を居住者である個人から取得し、6箇月以内に他の個人に居住用として譲渡した場合には、同様の軽減規定が講じられている(②イにおいても同様。)</p>								取得年月日	住宅の床面積	～10.3.31	40㎡以上200㎡以下	10.4.1～10.6.30	40㎡以上240㎡以下	10.7.1～	50㎡以上240㎡以下	
取得年月日	住宅の床面積															
～10.3.31	40㎡以上200㎡以下															
10.4.1～10.6.30	40㎡以上240㎡以下															
10.7.1～	50㎡以上240㎡以下															



(その6)

税目	納税義務者	課税標準	税率	等	徴収方法	納期	摘要
不動産取得税		(2) 住宅 ※(毎月1日以上)の居住の用に供する家屋又はその部分のうち専ら保養の用に供するもの以外を含み、特別適用住宅(新築未使用住宅の購入を含む。)した場合は、住宅の価格から1,200万円を控除する。既存住宅を取得した場合は、住宅の価格からその新築時期に応じて350万円～1,200万円を控除する。					
県たばこ税	製造たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者	小売業者への売渡し等に係る製造たばこの本数	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ 1,000本につき 旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき	692円 329円	申告納付(特別の場合、普通徴収)	毎翌月末	
ゴルフ場利用税	施設の利用者	定額課税 ゴルフ場1人1日につき	1級 1,200円 2" 1,000円 3" 800円 4" 400円		特別徴収	毎翌月15日	標準税率800円(ゴルフ場所の市町村に在り、10分の7に相当する額を交付)
特別地方消費税	料理店、カフェ、バー、旅館等において遊興、飲食、宿泊その他の利用行為をした者	利用行為の利用料金 ○免税点 (1) 宿泊及びこれに伴う飲食等 (2) 料理店、飲食店、旅館等における飲食、休憩等	1人1泊 15,000円以下 1人1回 7,500円以下	3%	特別徴収又は申告納付	毎翌月末日一にも 定めた要するに 該の指し定めた3回の納期	税率は、標準税率に同じ。食市(旅館、飲食店等)に在り、1に相当する額を交付。 ○平成12年3月31日まで

(その7)

税目	納税義務者	課税標準	税率	等	賦課期日	徴収方法	納期	摘要				
								税	要			
自動車の所有者	自動車	道路運送車両法の適用を受ける自動車			4月1日	普通徴収 証紙徴収	5月16日 ～31日					
自動車の税率												
(1) 一般のもの												
自動車	乗用車	電動機を原動機とするもの 総排気量	区分		税率		税率					
			営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用		
		1リットル以下	1	リットル以下	7,500円	29,500円	3	トン超	4	トン以下	15,000円	20,500円
		1.5	2	"	7,500	29,500	4	"	5	"	18,500	25,500
		2	3	"	8,500	34,500	5	"	6	"	22,000	30,000
		2.5	4	"	9,500	39,500	6	"	7	"	25,500	35,000
		3	5	"	13,800	45,000	7	"	8	"	29,500	40,500
		3.5	6	"	15,700	51,000	8	"	9	"	34,200	46,800
		4	7	"	17,900	58,000	9	"	10	"	38,900	53,100
		4.5	8	"	20,500	66,500	10	"	11	"	43,600	59,400
		"	9	"	23,600	76,500	11	"	12	"	48,300	65,700
		"	10	"	27,200	88,000	12	"	13	"	53,000	72,000
		"	11	"	40,700	111,000	13	"	14	"	57,700	78,300
		4輪以上の小型自動車			7,500	10,200	14	"	15	"	62,400	84,600
		普通自動車			15,100	20,600	15	"	16	"	67,100	90,900
		小型自動車			3,900	5,300	16	"	17	"	71,800	97,200
		最大積載量			7,500	10,200	17	"	18	"	76,500	103,500
		8トン超			11,300	15,300	18	"	19	"	81,200	109,800
		9			15,100	20,400	19	"	20	"	85,900	116,100
		10			18,900	25,500	20	"			90,600	122,400
		11			22,700	30,600	電動機を原動機とするもの					
		12			26,500	35,700	最大乗車定員4人以上で乗用車に準ずるもの					
		13			30,300	40,800	総排気量 1リットル以下					
		14			34,100	45,900	その他					
		15			37,900	51,000	" 1リットル超 1.5 "					
		16			41,700	56,100	" " 1.5 "					
		17			45,500	61,200						
		18			49,300	66,300						
		19			53,100	71,400						
		20			56,900	76,500						
		最大積載量			6,500	8,000						
		1トン超			9,000	11,500						
		2			12,000	16,000						
		3										
		その他										

(その8)

税目	納税義務者		課税	標準		税率	等	賦課期日	徴収方法	納期	摘要							
	区	分		営業用	自家用						税	率						
自動車税	自動車	乗車定員	乗車定員	30人以下	12,000円	-	-	-	-	-	乗用車	乗用車の税率						
													一般	30人超	14,500	-	9,000円	11,500円
													乗用	40 "	17,500	-	18,500	25,500
													バス	50 "	20,000	-	10,200~	13,200~
													乗用	60 "	22,500	-	12,800	16,000
													乗用	70 "	25,500	-	3,900	5,300
													乗用	80 "	29,000	-	4,500	6,000
													乗用	30人以下	26,500	33,000	14,500	14,500
													その他	30人超	32,000	41,000		
													その他	40 "	38,000	49,000		
													その他	50 "	44,000	57,000		
													その他	60 "	50,500	65,500		
													その他	70 "	57,000	74,000		
													その他	80 "	64,000	83,000		
													三輪自動車	けん引	3,900	5,300		
三輪自動車	その他	4,500	6,000															
特殊用途自動車	トラック	6,500	8,000															
特殊用途自動車	けん引	3,900	5,300															
特殊用途自動車	その他	4,500	6,000															
特殊用途自動車	けん引	3,900	5,300															
特殊用途自動車	その他	4,500	6,000															
特殊用途自動車	けん引	3,900	5,300															
特殊用途自動車	その他	4,500	6,000															
特殊用途自動車	けん引	3,900	5,300															
特殊用途自動車	その他	4,500	6,000															
特殊用途自動車	けん引	3,900	5,300															
特殊用途自動車	その他	4,500	6,000															

区分	乗用車に類するもの		乗用車の税率
	トラック	小型自動車	
送車	小型自動車	乗用車	9,000円
伝車	普通自動車	乗用車	18,500
放車	最大乗車定員4人以上で乗用車に準ずるもの	乗用車	10,200~
宣車	三輪の小型自動車	けん引車	12,800
台車	バス	その他	3,900
車車			4,500
急車			14,500
救車			
医車			
療車			
無車			
線車			
等車			

ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、その単室容積に不足する容量を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た数値を当該自動車の総排気量とす

(2) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車

区分	税率
乗用車	登録番号標の車種別番号が3、30から39及び300から399までのもの
乗用車	登録番号標の車種別番号が5、50から59及び500から599までのもの
トラック	登録番号標の車種別番号が1、10から19及び100から199までのもの
トラック	登録番号標の車種別番号が4、40から49及び400から499までのもの

証紙徴収  
4月1日  
~30日

特殊用途車（登録番号標の車種別番号が8、80から89及び800から899までのもの）については、それぞれの構造又は用途の区分に応じて上記のいずれかの税率を適用する。

(3) 医療用自動車に対する税率の特例

- ア 乗用車のうち総排気量が2リットルを超えもの
  - 一般の税率の6分の5
- イ アに掲げるもの以外
  - 一般の税率の6分の4

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	徴収方法	納期	摘要
鉦区税	鉦業権者	鉦区面積、砂鉦区延長又は面積 率 (1) 砂鉦を目的とし鉦区面積100アールごとに年200円 砂鉦を目的とし鉦区面積100アールごとに年400円 採掘鉦区 (2) 砂鉦を目的とする鉦区 河床に存する鉦区 延長1,000メートルごとに年600円 その他の鉦区 面積100アールごとに年200円		4月1日	普通徴収	5月1日～31日	
狩猟者登録税	狩猟者の登録を受ける者	1件 狩猟者の登録率 (1) 甲種又は乙種の狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付する必要がある者並びにその者と生計を一にする控除対象配偶者及び扶養親族(農業等に従事している者を除く。) (2) 甲種又は乙種の狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者以外のもの 4,500円 3,300円 (3) 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		登録を受ける日	証紙徴収	登録を受ける日 狩猟期間 11月15日～2月15日 登録有効期間 10月15日～4月15日	
固定資産税	償却資産の価格が市町村の固定資産税の課税限度を超える大規模償却資産の所有者	大規模償却資産の価格のうち市町村の課税限度額を超える価格	1.4%	1月1日	普通徴収	第1期 4月16日～30日 第2期 7月16日～31日 第3期 10月16日～12月16日 第4期 1月16日～2月16日	○税率は、標準税率に同じ。 ○類似のものに国有財産等所在都道府県交付金がある。
自動車取得税	自動車の取得者	自動車の取得価額 免税点 50万円以下 (平成15年3月31日まで)	(1) 5% (2) 3% 自用 (平成15年3月31日まで) 営業用及び軽自動車		申告納付	自動車の登録又は軽自動車の日	○道路に関する費用に充てる目的税 ○県内の市町村に対し1.00分の66.5を交付(横浜市及び川崎市に比し、100分の28.5に一定の率を乗じた額を算)

(その10)

税目	納税義務者	課税標準	税率	等	賦課期日	徴収方法	納期	摘要
軽油引取税	特約業者又は元売業者から現実の納入者等	1 特約業者又は元売業者が販売した軽油の数量 2 販売した軽油の数量 3 取扱った軽油の数量 4 取扱った軽油の数量 を伴う数量 を伴う数量 を伴う数量 を伴う数量 を伴う数量	1 キロリットルにつき (平成15年3月31日まで)	32,100円		特別徴収又は納付	毎翌月末日	〇道路に充てらるる費用に 〇市内に充てらるる費用に 〇川に充てらるる費用に 〇橋に充てらるる費用に 〇トンネルに充てらるる費用に 〇トンネルに充てらるる費用に 〇トンネルに充てらるる費用に 〇トンネルに充てらるる費用に
入猟税	狩猟者の登録を受ける者	狩猟者の登録数 1件	(1) 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (2) 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	6,500円 2,200円	登録を受けける日	証紙徴収 (狩猟者と登録者併せて)	登録を受けける日	鳥獣の保護及び狩猟の適正を図るための関係する費用に充てるもの

(3) 県税の附帯金の概要

区分	適用税目	計算方法等	端数	処理
延滞金	税目	年14.6% 年7.3% + $\left[ \frac{0.25}{\dots} \right] \times 0.73\%$		確定金額について、100円未満の端数があるとき又は全額が1,000円未満であるときは切り捨てる。
過少申告加算	県民子弟 法人事業税 県たばこ税	期限内に申告した税額を増加し、超えた部分(法第72条)を、 期限内に申告した税額に該当するもの(法第72条)を、 期限内に申告した税額を増加し、超えた部分(法第72条)を、 期限内に申告した税額を増加し、超えた部分(法第72条)を、		
不加算	県たばこ税 ゴルフ場税 特別用地税	各号に該当する(1)期限内に申告した税額を増加し、 (2)申告した税額を増加し、 (3)期限内に申告した税額を増加し、 (4)期限内に申告した税額を増加し、		
重加算	消費税 自動車取得税 軽油引取税	1 過少申告加算税額の35% 2 過少申告加算税額の40% 3 過少申告加算税額の50% 4 過少申告加算税額の60% 5 過少申告加算税額の70%		

備考 特別の理由があるときは減免することができる。

#### (4) 地方譲与税の概要

譲与税制度は、実質的には地方団体の財源とされているものについて、課税上の便宜その他の事情から徴収事務を国が代行しているにすぎないものである。したがって、譲与に当たっては、全地方団体に一律的な客観的基準によって配分することを建前としている。

(その1)

税目	譲与総額	譲与の基準	譲与の時期	譲与すべき額	使途	譲与対象団体
地方道路譲与税	都道府県及び指定市	$\left\{ \left( \frac{\text{地方道路譲与税額}}{100} \times \frac{43}{100} \right) \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該都道府県道等延長}}{\text{全国都道府県道等延長}} \right\} + \left\{ \left( \frac{\text{地方道路譲与税額}}{100} \times \frac{43}{100} \right) \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該都道府県道等面積}}{\text{全国都道府県道等面積}} \right\} = \text{譲与額}$ <p>ただし、前年度が地方交付税不交付の団体については、上記譲与額から財源超過額の10分の2相当額（当該相当額が上記譲与額の3分の2の額を超えるときは、当該3分の2の額とする。）を控除した金額とする。</p>	6月 11月 3月	当該年度の初日の属する年の3月から5月までの間の収入額に相当する額 当該年度の初日の属する年の6月から10月までの間の収入額に相当する額 当該年度の初日の属する年の11月から翌年の2月までの間の収入額に相当する額	道路に関する費用に充てる。	都道府県及び指定市並びに市町村（特別区を含む。）
	市町村	$\left\{ \left( \frac{\text{地方道路譲与税額}}{100} \times \frac{57}{100} \right) \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村道（特別区道を含む。）延長}}{\text{全国市町村道（特別区道を含む。）延長}} \right\} + \left\{ \left( \frac{\text{地方道路譲与税額}}{100} \times \frac{57}{100} \right) \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村道（特別区道を含む。）面積}}{\text{全国市町村道（特別区道を含む。）面積}} \right\} = \text{譲与額}$	6月 11月 3月	当該年度の初日の属する年の3月から5月までの間の収入額に相当する額 当該年度の初日の属する年の6月から10月までの間の収入額に相当する額 当該年度の初日の属する年の11月から翌年の2月までの間の収入額に相当する額	同上	都道府県及び指定市
石油ガス譲与税		$\left( \frac{\text{石油ガス譲与税額}}{100} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該都道府県道等延長}}{\text{全国都道府県道等延長}} \right) + \left( \frac{\text{石油ガス譲与税額}}{100} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該都道府県道等面積}}{\text{全国都道府県道等面積}} \right) = \text{譲与額}$	6月 11月 3月	当該年度の初日の属する年の3月から5月までの間の収入額に相当する額 当該年度の初日の属する年の6月から10月までの間の収入額に相当する額 当該年度の初日の属する年の11月から翌年の2月までの間の収入額に相当する額	同上	都道府県及び指定市
自動車重量譲与税		各市町村の区域内に存する市町村道（特別区道を含む。）の延長及び面積であん分して譲与することとし、そのうちの2分の1の額は道路の延長で、他の2分の1の額は道路の面積であん分する。	6月 11月 3月	当該年度の初日の属する年の2月から4月までの間の自動車重量税の収入額に相当する額 当該年度の初日の属する年の5月から9月までの間の自動車重量税の収入額に相当する額 当該年度の初日の属する年の10月から翌年の1月までの間の自動車重量税の収入額に相当する額	道路に関する費用に充てる。	市町村（特別区を含む。）

税目	譲与総額	譲与の基準	譲与の時期	譲与すべき額	使用	譲与対象団体
特別とん税 譲与税	特別とん税法に よる特別とん税 の収入額に相当 する額	開港（特別とん税法第2条（定義）による開港（以下同 じ。）に係る港務施設所在市町村に対し、当該開港への入港 に係る特別とん税の収入額	9月 3月	前年度の3月から8月までの間の収入額に相当する額 特別とん税の収入額に相当する額 別とん税の収入額に相当する額	用途について 制限はない。	開港に係る港務施設 を有する市町村で自 治大臣の指定するも の 本県（川崎市、横浜 市、横須賀市）
航空機燃料 譲与税	航空機燃料税法 による航空機燃 料税の収入額の 13分の2に相当 する額	空港関係都道府県に対し譲与税額の5分の1に相当する 額の3分の2の額を一定の騒音基準に該当する地区内の世 帯数によってあん分する。 空港関係市町村に対し譲与税額の5分の4に相当する額 について、その3分の1の額を着陸料の収入額で、他の 3分の2の額を一定の騒音基準に該当する地区内の世帯 数によってあん分する。	9月 3月	当該年度の初日の属する年の航空機燃料税の収入 額の13分2に相当する額 当該年度の初日の属する年の航空機燃料税 の2月までの間の収入額の13分2に相当する額	航空機の騒音 により生ずる 騒音の防止、 空港周辺の整備そ の他の航空港対 策に関する費用 に充てる。	空港の所在する市町 村及びこれに隣接す る市町村で自治大臣 が指定するも の 当該市町村を包括 する都道府県

### (5) 地方交付税の概要

地方自治の建前からすれば、地方団体は、当該地方団体の租税収入によって財政需要が充足されることが最も望ましい。しかし、すべての地方団体が、それぞれの租税収入をもって財政需要を完全に賄い得るのではなく、いわゆる税源の地域的不均衡は不可避である。したがって、どの地方団体ににおいても、行政経費を賄うのに必要な財源が確保されなければならない。地方では、地方団体の行政には漸次画一的水準が要請されている。したがって、どの地方団体ににおいても、行政経費を賄うのに必要な財源が確保されなければならない。

地方交付税は、財源調整制度であり、しかも戦後はむしろ財源確保の面に重点を置いた制度となっている。このため地方交付税は、各地方団体の標準的な財政需要額と標準的な財政収入額を算定し、その差額を財源不足額として国から補てんするために交付されるものである。なお、地方交付税の総額、法人税、酒税それぞれの収入額の32%、消費税の収入額の28.5%及びたばこ税の25%の合計額

- イ 地方交付税の総額
  - (7) 地方交付税の種類
  - (1) 普通交付税
  - (1) 特別交付税
  - (7) 普通交付税
- 当該地方団体の財源不足額 - 当該地方団体の基準財政需要額 ×  
 財源不足額の合算額 - 普通交付税の総額  
 基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体の基準財政需要額の合算額

当該地方団体の財源不足額 - 当該地方団体の基準財政需要額 ×  
 財源不足額の合算額 - 普通交付税の総額  
 基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体の基準財政需要額の合算額

(4) 特別交付税  
 需要額の算定によっては補そくされなかつた特別の財政需要があること。  
 a 基準財政収入額の算定に当って著しく過大に算定された財政収入があること。  
 b 基準財政収入額の算定に当って著しく過大に算定された財政収入があること。  
 c 交付税算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があること。  
 等によって、基準財政収入額及び需要額算定の画一性のため生ずる矛盾により普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に比してのみ交付する。

エ 普通交付税の時期等  
 交付額は、毎年8月31日までに決定し、4月、6月、9月及び11月に交付する。

オ 基準財政需要額  
 地方団体がその目的を達成するために合理的かつ妥当な水準において行政を行う場合に要する経費のうち、補助金、負担金、使用料、手数料等の特定収入を財源とする部分を除いたものの所要額をいう。  
 その算定は、地方行政を土木費、教育費等の数種類の行政項目に分け、それぞれの行政に要する経費を測定するために定められた測定単位当たり費用を乗じて算定する。

(6) 県税の税率の変遷（5年間）

税目		年度						
		平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度		
県民税	個人	均等割	700円	700円	1,000円	1,000円	1,000円	
	所得割		2%	2%	2%	2%	2%	
			4%	4%	4%	3%	3%	
	法人	均等割	800,000円～	800,000円～	800,000円～	800,000円～	800,000円～	
		法人税割	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	
利子割		※6%	※6%	※5.8%	※5.8%	※5.8%		
事業税	個人	第1種	5%	5%	5%	5%	5%	
		第2種	4%	4%	4%	4%	4%	
		第3種（次のものを除く。） 第3種事業のうち、助産婦業、あん摩、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業	5%	5%	5%	5%	5%	
	事業主	控除	3%	3%	3%	3%	3%	
		2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円		
	法人	普通法人	所得のうち350[400]万円以下の金額	※6.3%	※6.3%	※6.3%	※6.3%	※6.3[5.88]%
			所得のうち350[400]万円超700[800]万円以下の金額	※9.45%	※9.45%	※9.45%	※9.45%	※9.45[8.82]%
			所得のうち700[800]万円超の金額及び清算所得	※12.6%	※12.6%	※12.6%	※12.6%	※12.6[11.55]%
	特別法人	年所得350[400]万円以下	※6.3%	※6.3%	※6.3%	※6.3%	※6.3[5.88]%	
		年所得350[400]万円超及び清算所得	※8.4%	※8.4%	※8.4%	※8.4%	※8.4[7.875]%	
地方消費税		—	—	—	消費税額の25%（平成9年4月1日実施）	消費税額の25%		
不動産取得税		4%	4%	4%	4%	4%		
		3%	3%	3%	3%	3%		
県たばこ税		1,000本につき1,129円（旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき536円）	1,000本につき1,129円（旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき536円）	1,000本につき1,129円（旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき536円）	1,000本につき692円（旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき329円）	1,000本につき692円（旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき329円）		
ゴルフ場利用税		1,200円～ 400円	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円		
特別地方消費税	料店、キャバレー、カフェ、バー、飲食店	免	3%	3%	3%	3%		
		税点	7,500円以下	7,500円以下	7,500円以下	7,500円以下	7,500円以下	
	旅館	飲食、宿泊	3%	3%	3%	3%	3%	
	免	15,000円以下	15,000円以下	15,000円以下	15,000円以下	15,000円以下		

備考1 ※印については、不均一課税が適用される。

2 [ ]書きの適用対象所得及び税率は、平成10年4月1日以後に開始する事業年度分及び同日以降の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用され、[ ]書き以外の税率は平成10年3月31日前に開始した事業年度分に適用される。

3 不動産取得税の3%は、平成13年6月30日までの住宅の取得について適用される。



税 目		年 度					
		平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	
自 用 動 車		円	円	円	円	円	
	1 ℓ以下	7,500~ 29,500	7,500~ 29,500	7,500~ 29,500	7,500~ 29,500	7,500~ 29,500	
	1 ℓ超1.5 ℓ以下	8,500~ 34,500	8,500~ 34,500	8,500~ 34,500	8,500~ 34,500	8,500~ 34,500	
	1.5 ℓ超2 ℓ以下	9,500~ 39,500	9,500~ 39,500	9,500~ 39,500	9,500~ 39,500	9,500~ 39,500	
	2 ℓ超2.5 ℓ以下	13,800~ 45,000	13,800~ 45,000	13,800~ 45,000	13,800~ 45,000	13,800~ 45,000	
	2.5 ℓ超3 ℓ以下	15,700~ 51,000	15,700~ 51,000	15,700~ 51,000	15,700~ 51,000	15,700~ 51,000	
	3 ℓ超3.5 ℓ以下	17,900~ 58,000	17,900~ 58,000	17,900~ 58,000	17,900~ 58,000	17,900~ 58,000	
	3.5 ℓ超4 ℓ以下	20,500~ 66,500	20,500~ 66,500	20,500~ 66,500	20,500~ 66,500	20,500~ 66,500	
	4 ℓ超4.5 ℓ以下	23,600~ 76,500	23,600~ 76,500	23,600~ 76,500	23,600~ 76,500	23,600~ 76,500	
	4.5 ℓ超6 ℓ以下	27,200~ 88,000	27,200~ 88,000	27,200~ 88,000	27,200~ 88,000	27,200~ 88,000	
	6 ℓ超	40,700~111,000	40,700~111,000	40,700~111,000	40,700~111,000	40,700~111,000	
	税	トラック	円	円	円	円	円
		（けん引車及び被けん引車以外のもの）	営業用 6,500~ 90,600	6,500~ 90,600	6,500~ 90,600	6,500~ 90,600	6,500~ 90,600
		自家用 8,000~122,400	8,000~122,400	8,000~122,400	8,000~122,400	8,000~122,400	
バス		一般乗合用 12,000~ 29,000	12,000~ 29,000	12,000~ 29,000	12,000~ 29,000	12,000~ 29,000	
		その他営業用 26,500~ 64,000	26,500~ 64,000	26,500~ 64,000	26,500~ 64,000	26,500~ 64,000	
	自家用 33,000~ 83,000	33,000~ 83,000	33,000~ 83,000	33,000~ 83,000	33,000~ 83,000		
	三輪の小型自動車 3,900~ 6,000	3,900~ 6,000	3,900~ 6,000	3,900~ 6,000	3,900~ 6,000		
鉦 区 税	砂鉦を目的としない鉦区						
	石油又は可燃性天然ガスを目的としない鉦区	200円	200円	200円	200円	200円	
	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦区	採掘鉦区 400円	400円	400円	400円	400円	
		試掘鉦区 上記税率の3分の2	上記税率の3分の2	上記税率の3分の2	上記税率の3分の2	上記税率の3分の2	
	砂鉦を目的とする鉦区（河床でないもの）	200円	200円	200円	200円	200円	
狩 猟 者 登 録 税	1 甲、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	
	2 1の免許登録を受ける者で県民税の所得割額を納付することを要しないもの	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	
	3 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	
固 定 資 産 税	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%		
自 動 車 取 得 税		3%	3%	3%	3%	3%	
		5%	5%	5%	5%	5%	
軽 油 引 取 税	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円		
入 猟 税	1 甲、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	
	2 丙種狩猟者に係る狩猟者の登録を受ける者	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	

備考1 自動車取得税の5%は、平成15年3月31日までの自家用自動車の取得について適用される。

2 軽油引取税の32,100円は、平成15年3月31日までの軽油の引取り等について適用される。

(7) 租税の納期一覧表（平成10年度）

ア 期限の定めのあるもの

月別	国 税	県 税	市 町 村 税
4月		固定資産税（第1期）	固定資産税（第1期）、都市計画税（第1期） 軽自動車税
5月		自動車税、鉾区税	～
7月		個人県民税（第1期）、 固定資産税（第2期）	市町村民税（個人）（第1期） 固定資産税（第2期）、都市計画税（第2期）
8月	所得税（予定納税） （第1期）	個人事業税（第1期）、 個人県民税（第2期）	市町村民税（個人）（第2期）
10月	地価税	個人県民税（第3期）	市町村民税（個人）（第3期）
11月	所得税（予定納税） （第2期）	個人事業税（第2期）	
12月		固定資産税（第3期）	固定資産税（第3期）、都市計画税（第3期）
1月		個人県民税（第4期）	市町村民税（個人）（第4期）
2月		固定資産税（第4期）	固定資産税（第4期）、都市計画税（第4期）
3月	所得税（確定申告）、 贈与税、消費税（個人 事業者）、地価税		

- 備考1 平成10年度の所得税は、特別減税の実施により、第1期（8月分）の予定納税額から特別減税の額を控除（8月で控除しきれない分は次の納税以降で控除）する。  
2 地価税は、当分の間課税が停止されている。

イ その他のもの

国 税	県 税	市 町 村 税	納 期
法人税 消費税	法人県民税 法人事業税	法人市町村民税 事業所税	原則として事業年度終了後2月以内
相続税			相続の事実を知った日の翌日から10月以内
有価証券取引税 酒 税 たばこ税 揮発油税 地方道路税 取引所税 航空機燃料税	特別地方消費税 軽油引取税 県たばこ税	市町村たばこ税	翌月の末日
	県民税利子割		翌月の10日
	ゴルフ場利用税		翌月の15日
	自動車取得税		陸運支局に登録又は届出の時に申告納付
自動車重量税			陸運支局に検査証の交付等又は車両番号の 指定を受ける時までに印紙納付
		鉾 産 税 入 湯 税 水 利 地 益 税 共 同 施 設 税 宅 地 開 発 税 国民健康保険税	（本県には税目をおこなっている市町村なし） 市町村の条例に定める日 （本県には税目をおこなっている市町村なし） " " 市町村の条例に定める日